

# 讃岐うどん学校/SANUKI ラーメン学校 受講規約

## 第1条（適用範囲）

本規約は、さぬき麺機株式会社（以下、「弊社」といいます。）が主催するすべての学校（以下、「当校」といいます。）を対象とします。

## 第2条（受講の申込み・受講契約の成立・受講料・受講振替）

- (1) 申込みフォームに記載する事項については正確かつ、最新の情報をご記載ください
- (2) 申込みフォームのご送信後、弊社にて審査を行います。弊社は、弊社の基準により、受講をお断りする場合があります、この場合においても弊社はその理由を開示する義務を負いません
- (3) 弊社が受講を認める場合、受講料お振込みについてご案内メールをお送りいたします。メール受領後2週間を期限とし、指定口座へ受講料の全額をご入金ください。ご入金の確認をもって、受講契約の成立といたします
- (4) 定員に達した時点でご入金の確認が取れなかった場合は、次回以降の受講をご案内いたします
- (5) 受講契約の成立後、受講者が学校に出席できない場合において、弊社が認める場合は、別の日程をもって開催される同一の内容の学校に振替えて出席をすることができます

## 第3条（キャンセル）

受講者の都合によるキャンセルについては、受講料の返金は一切いたしません

## 第4条（遵守事項）

1. 受講者は、当校を受講するにあたり、次に定める事項を遵守しなければなりません
  - (1) 当校および講師等の指示に従うこと
  - (2) 他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと
  - (3) 弊社、講師または他の受講者の権利、利益、名誉、プライバシー等を侵害する行為をしないこと
  - (4) 弊社、講師または他の受講者に対する差別的な言動をしないこと
  - (5) 政治活動、選挙活動、布教活動またはこれらに類するものを行わないこと
  - (6) 自己または第三者の広告、宣伝、営業活動を行わないこと
2. 当校は受講者の事業における成果を何ら保証するものではなく、また、受講者の行う事業に関して一切の責任を負うものではありません

3. 次のいずれかに該当した場合には、当校は事前に通知することなく、直ちに受講を中断し、または受講資格を取り消すことができますものとします。その場合、受講料の返金は一切いたしません

- (1) 当校の同意なく、受講内容を第三者に開示した場合
- (2) 受講内容を改変して使用した場合
- (3) 本規約または法令に違反した場合
- (4) 公序良俗に違反し、または犯罪に結びつくおそれのある行為を行った場合
- (5) 当校の事前の合意なく、当校の保有する著作権、商標権その他の知的財産権を使用した場合
- (6) 当校または当校の利害関係人に対し、誹謗中傷をしたと認められる事実がある場合
- (7) 当校の事業活動を妨害する等により当校の事業活動に悪影響を及ぼした場合
- (8) その他、当校または講師が受講続行を不可能であると判断した場合

#### 第5条（損害賠償）

- (1) 受講者は、本規約または法令の定め違反したことにより、当校および講師等を含む第三者に損害を及ぼした場合、当該損害を賠償する責任を負うものとします
- (2) 受講者と他の受講者、その他第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任において、当紛争を解決するとともに、当校に生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします

#### 第6条（免責事項等）

1. 会場内ならびに受講中の盗難、事故等については当校および講師等はいかなる責任も負いません
2. 当校のご利用により受講者に損害が発生した場合でも、弊社に故意または重過失がある場合を除き、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害について、損害賠償責任を負わないものとします
3. 受講契約または本規約に関連して当校が受講者に対し損害賠償責任を負う場合であっても、その上限は、当校に故意または重過失がある場合を除き、当校が受講者から受領した受講料の額を上限とします

#### 第7条（著作物等）

当校および講座の内容の一切（当校に関する考案、創作、画像、映像、音源、テキスト、図表、プログラム、アイデア、ノウハウ、メソッド、プラン、デザイン、仕様、データを含み、以下「本著作物等」といいます。）に関する著作権およびその他知的財産権は当校に帰属し、当校の事前の承諾を得ずに、次に定める行為を行うことを禁じます。

- (1) 本著作物等の全部または一部を、自己もしくは第三者の著作物に掲載する行為、自己もしくは第三者のウェブサイトに掲載する等の公衆送信行為、複製・改変等して第三者に頒布する行為、または第三者に対しての販売、譲渡、貸与、修正、使用許諾等の行為
- (2) 本著作物等の著作権および知的財産権を侵害する行為
- (3) 当校での写真撮影、録画、録音行為
- (4) その他、当校が禁止する行為

#### 第8条（秘密保持）

受講者は、当校へ参加するにあたり、弊社によって開示された弊社固有の技術上、営業上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を使用し、または第三者に開示することを禁じます

#### 第9条（個人情報）

弊社は、当校の開催にあたり知り得た受講者の氏名、生年月日その他の個人情報を厳正に管理します。

#### 第10条（本規約の改定）

本規約は、当校の事情により予告なく改定することがあります。

#### 第11条（協議事項）

本規約の解釈について疑義が生じた場合または定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上、円滑に解決を図るものとします

#### 第12条（反社会的勢力の排除）

1. 受講者は、以下の各号に掲げる事項のいずれか一にも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします
  - (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます）であること
  - (2) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって取引を行う等、反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
  - (3) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
2. 受講者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に掲げる事項のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを保証するものとします

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い、または威力を用いて、当校の信用を毀損し、または当校の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

#### 第13条（裁判管轄）

本規約または受講契約に関する一切の訴訟については、高松地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします

以上

讃岐うどん学校／SANUKI ラーメン学校  
(さぬき麺機株式会社)